

# 判例研究

## 刑事判例研究

中央大学刑事判例研究会

道路交通法一三〇条二号の「書面の受領を拒んだ」に当たらないとされた事例

氏 家 仁

〔道路交通法違反被告事件、大阪高等裁判所平成二八年（う）第七三四号、平成二八年二月六日第一刑事部判決、破棄自判（上告）、判時二三五四号一〇五頁〕

### 【事実の概要・訴訟の経緯】

本件は、「被告人は、平成二七年七月二二日午後八時一分頃、大阪府枚方市……付近道路において、信号機の表示する信号を  
確認し、これに従うべき注意義務があるのにこれを怠り、過失により、信号機の表示する赤色の灯火信号を看過してこれに従わな

いで、停止線を越えて普通乗用自動車を運転して進行したものである。」という道路交通法違反被告事件である。

公訴提起に至るまでの事実関係は、本判決の認定によると、次のとおりである。すなわち、

「(一) 被告人は、平成二七年七月二二日午後八時一分頃、普通乗用自動車(以下「被告人車両」という。)を運転して、大阪府枚方市……付近の国道一号线上を寝屋川市方面から京都方面に向かって走行中、対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているのを看過したまま、停止線を越えて進行した。

(二) 同所付近で交通取締りに従事していた大阪府枚方警察署の警察官らは、上記事実を現認したことから、直ちにパトカーを発進させて追跡を開始し、被告人車両が上記信号機から約七五・九m進行した地点で、後方から停止を求め、上記信号機から約二〇七・一m進行した地点で停止させた。

(三) その上で、上記警察官らは、被告人に対し、赤信号無視を現認したなどと告げて降車するよう求めたが、被告人が、黄色信号だったなどと主張して違反の事実を認めず、降車を拒否し、運転免許証も提示しなかったことから、被告人を道路交通法違反(信号無視)の被疑者として現行犯人逮捕した。

(四) 上記警察官らは、大阪府枚方警察署において被告人を釈放した後、交通反則告知書等を作成し、被告人に対し、交通反則告知書の記載内容及び交通反則通告制度について説明したが、被告人が上記の主張を繰り返して交通反則告知書の受領を拒否したことから、本件を受領拒否事件として処理することにした。

(五) 被告人は、平成二八年一月二六日、検察官から第一回目の取調べを受けた際、対面信号機は黄色だったと主張し、今回パトカーが止まっていた位置から被告人の対面信号機が本当に見えるのか知りたいなどと述べたが、第二回目の取調べにおいて、被告人車両が赤信号で停止線を越えているのが撮影されたパトカーの車載カメラの映像を見せられると、同年三月二九日、第三回目の取調べにおいて、赤信号を看過した事実を認め、当初否認していたのは、赤信号無視の認識がなかったからだと主張し、交通反則通告制度の適用を希望した。しかし、それが入れられなかったため、正式裁判を希望した。」というものである。

原審の枚方簡裁は、本件公訴事実どおりの事実を認定し、被告人に対し罰金九〇〇〇円の有罪判決を言い渡した。<sup>(1)(2)</sup>

この判決に対して被告人が、訴訟手続の法令違反（原審裁判所が、訴訟手続と併行して、あるいは、公訴を取り消して、本件を交通反則通告手続にのせるため、検察官に公訴取消しの検討を求めなかったこと）及び量刑不当を理由に控訴を申し立てた。

## 【判旨】

破棄自判、公訴棄却（刑訴法三三八条四号）。

控訴審の大阪高裁は、控訴理由に対する検討に先立ち、次のとおり、職権で判断した。

「前認定の事実によれば、被告人は、本件当日、警察官が作成した本件についての交通反則告知書の受領を拒んでいるから、その点だけを見れば、本件は、その者が書面の受領を拒んだため、道路交通法一二六条一項に規定する告知をすることができなかつたときに当たるように見える。

しかし、本件をめぐる諸事情に照らすと、そのように見るのは相当でない。

すなわち、交通反則通告制度は、大量に発生する交通違反事件を簡易迅速に処理することを主眼とするものであるが、他方、大量の違反者すべてに刑罰を科し犯罪者とするのは、かえって刑罰の感銘力を失わせるなどの弊害も考えられることから、比較的軽微な一定の違反行為に関しては、まずは、行政的措置に任せ、直ちに刑罰の対象としないとしたものであるから、その者が書面の受領を拒んだため、同法一二六条一項に規定する告知をすることができなかつたときは、反則者が正当な理由なく書面の受領を拒んだため、交通反則通告手続による処理が困難となる場合をいうものと解される。

これを本件について見ると、被告人は、捜査段階から、一貫して、交通反則告知書の受領を拒んだのは、自分は黄信号で進行した認識だったので、警察官らに、対面信号機が赤信号であったことを示す車載カメラの映像があれば見せてほしいと求めたが、そのようなものはないと拒否されたからだと供述している。

被告人の上記供述は、検察官が、第一回目の取調べにおける被告人の否認供述を受けて、第二回目の取調べで、被告人に、車載カメラの映像を示し、被告人が、その後の第三回目の取調べで事実を認め、交通反則通告手続を希望していることによって裏付けられており、これに反する証拠はない。

そうすると、被告人は、その供述どおり、警察官から、被告人車両が対面信号機が赤色の灯火信号を表示しているときに停止線を越えるのを現認したと指摘されたものの、自分にその自覚がなく、車載カメラの映像を確認させてほしいと求めている、これを拒否されたことから、交通反則告知書の受領を拒否したものと認められる。

ところで、本件違反の内容は、過失による赤信号看過であり、これは、速度超過、駐停車違反、通行禁止違反等、速度記録紙や現場の道路標識等を確認することによって違反者自身がその場で違反の事実を確認することが容易な類型のものと異なり、性質上、違反した者にその自覚がないことが通常であり、かつ、信号表示は時々刻々に変わるため、違反をした者が、その場を通り過ぎてしばらくしてから、違反を指摘されても、確認のしようがないことがままたり得る類型の違反であるところ、被告人は、前記のとおり、対面信号機を通り過ぎて約七五・九m進行したところで停止を求められ、同信号機から約二〇七・一m進行した地点で停止したものであるから、直ちに違反の事実が確認できなかったことはやむを得ないものというべきである。したがって、被告人が、警察官らに車載カメラの映像の確認を求めたことは、格別不当なことではない。実際、飲酒検知管の検知結果や速度超過の速度記録紙等はその場で示されるのが通常と思われる。

ところが、本件の処理に当たった警察官らは、後に車載カメラの映像が被告人に示されていることからしても、これがあつたことは明らかであるのに、取締りの現場でも、逮捕後引致された大阪府枚方警察署でも、そのようなものはないと言つてその提示を拒否したというのだから、その対応は甚だ不誠実なものといふほかない。

実際、被告人は、前記のとおり、車載カメラの映像を見せられた後、次回の取調べで、事実を認めて、交通反則通告制度の適用を希望しているのだから、警察官らが、その場で車載カメラの映像を示し、あるいは、その場で映像を再生することが困難であつ

たならば、そのことを説明して、別途、映像を示す機会を与えるなどしておれば、被告人が交通反則告知書を受領していた可能性は十分あったものと思われる。

そうすると、被告人が、交通反則告知書を受領を拒んだのは、警察官からの上記のような不誠実な対応がその一因をなしているものというべきであるから、そのことを棚にあげ、一旦交通反則告知書を受領を拒んだ以上、その効果は覆せないなどとして、本件は、その者が書面の受領を拒んだため、道路交通法一二六条一項に規定する告知をすることができなかつたときに当たると解するのは、被告人に対して酷であり、信義に反するものと思われる。警察官の不都合な対応が交通反則告知書を受領拒否の事態を招き、かつ、これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反則告知書受領の意思を示した本件のような場合は、反則者が一旦交通反則告知書を受領を拒むという事態があつたとしても、その者が書面の受領を拒んだため、道路交通法一二六条一項に規定する告知をすることができなかつたときに当たらないと解するのが相当である。

これに対して、検察官は、受領拒否があつたかどうかの判定は反則行為を認めた警察官がその時点で行えば足りると解すべきであり、検察官に事件が送致された後になつて、被疑者が被疑事実を認めて交通反則通告制度の利用を希望したとしても、これにより検察官の訴追裁量が拘束される理由はなく、このような場合に刑事手続から交通反則通告手続による処理に移行させることは、両手続の混乱を来すおそれがあると主張する。確かに、一般論としては検察官の主張のとおりであろう。しかし、本件のような警察官の不誠実な対応が交通反則告知書を受領拒否という事態を招いた特殊例外的な場合にまで上記の理を貫きとおすことが、制度の安定的な運用に資するものとは思われない。本件のような事例がたびたび発生するとも思われず、本件に関する限り、検察官の主張には賛同できない。

以上によれば、本件公訴の提起は、道路交通法一三〇条各号の場合でないのに、同条に掲記された手続が行われることなくされたもので、無効であるから、公訴棄却すべきであつたのに、原審裁判所は、審理を進めて、上記のとおり有罪判決をしているから、原審の訴訟手続には不法に公訴を受領した違法があるといわざるを得ない。」

## 【研究】

## 一 交通反則通告制度の概要及び趣旨

本判決において問題となつた交通反則通告制度（以下「反則通告制度」という。）は、「道路交通法の一部を改正する法律」（昭和四二年法律二二六号、同年八月一日公布、昭和四三年七月一日施行）により導入されたものである。その後、同制度は数次にわたる大小の改正を経て現在に至るが、導入当時から制度の骨子に関わるような大きな変更はない。まず、本判決に対する研究の前提として、同制度の内容及び趣旨について簡単に概観することとする。

## (一) 制度の概要

反則通告制度は、道路交通法第九章（反則行為に関する処理手続の特例）に定められている手続である。同制度の対象となるのは、同法第八章（罰則）の罪に当たる行為のうち一二五条一項が定める「反則行為」をした者であつて、同条二項が定める「反則者」に当たるものである。また、同法施行令別表第六において、「反則行為の種別」〔「反則行為の種別」と「車両等の種別」を組合せたもの〕が定められ、その種別に応じた定額の「反則金の額」が定められている。同制度の手続の流れを見ると、まず、警察官<sup>(4)</sup>は、「反則者」があると認めるときは、「告知書」〔「反則切符」または「青切符」とも呼ばれる。〕により告知する（一二六条一項<sup>(5)</sup>）。この告知を受けた者は、この告知の翌日から七日以内に反則金に相当する金額を仮納付することができる（一二九条一項）。つぎに、警察本部長は、告知を受けた者が告知に係る種別に属する反則行為をした反則者であると認めるときは、「通告書」により通告する（一二七条一項）。反則者は、この通告の翌日から一〇日以内に反則金を納付することができる（一二八条一項）。なお、すでに仮納付をしている場合には、公示通告により反則金の納付とみなされる（一二九条二項、三項）。この反則金を納付するかしないかは反則者

の全くの任意であるが、反則金を納付した者は、当該通告の理由となつた行為に係る事件について、公訴を提起されず、または少年の場合には家庭裁判所の審判に付されない（二二八条二項）。それゆえ、反則者は、通告を受け、かつ、反則金の納付期間（同条一項）が経過した後でなければ、当該反則行為に係る事件について、公訴を提起されず、または少年の場合には家庭裁判所の審判に付されないこととされている（二三〇条本文）。したがって、反則者が通告を受け、かつ、反則金を納付せずに期間が経過した場合に初めて公訴を提起することができ、または少年の場合には家庭裁判所の審判に付することができる。

しかし、反則者に当たる場合であつても、①その者の居所または氏名が明らかでないとき、またはその者が逃亡するおそれがあるときは、告知することを要せず（二二六条一項各号）、直ちに公訴を提起することができる（二三〇条一号。不告知事件）。また、②書面（告知書または通告書のことである。）<sup>(6)</sup>の受領を拒んだため、またはその者の居所が明らかでないため、告知または通告をすることができなかつたときも、直ちに公訴を提起することができる（同条二号。告知不能事件、通告不能事件）。

それゆえ、もし、反則者が一三〇条各号に当たる場合を除いて、通告を受け、かつ、反則金の納付期間が経過した後でないのに、公訴が提起された場合には、「公訴提起の手續がその規定に違反したため無効であるとき。」（刑訴法三三八条四号）に当たり、判決で公訴が棄却されることになる。<sup>(7)</sup>

#### (二) 制度の趣旨<sup>(8)</sup>

反則通告制度の導入当時は、自動車等の台数及び運転免許保有者の増加、交通規制の強化により道交法違反者が急増し、この大量の検挙者を簡易迅速に処理するための対策（交通事件即決裁判手続法の制定（昭和二九年）、交通切符（道

路交通法違反事件迅速処理のための共用書式)による処理方式の導入(昭和三八年)が講ぜられてきたものの、違反者が年々増加したことにより次のような問題が生じていた。すなわち、

①「その処理にかなりの時間と労力を要するという点で国にとっても国民にとっても不利益な結果となっている」  
②「大量の者に事案の軽重を問わずすべて刑罰を科することは、刑罰特に罰金刑による感銘力を乏しくし、道路交通法違反の中でも悪質な違反に対する刑罰の効果を減殺するような結果となっているのである(ひいては、一般の犯罪に対する刑罰の効果にも影響を与えていると考えられる)」

③「交通の安全は、国民の積極的努力によつて達成されるものであることを考えると、このように大量の運転者を犯罪者として遇することは、決して好ましいことではないと考えられる」というものである。<sup>(9)</sup>

そこで、反則通告制度は、この①簡易迅速処理、②刑事政策及び③交通政策の必要性から導入され、道交法違反行為のうち、比較的軽微であつて現認、明白、定型のものを反則行為とし、この反則行為をした反則者が反則金を任意に納付したときは、反則行為について刑事訴追をされず、その納付がなかったときは、本来の刑事手続が進行するということを骨子とし、事案の軽重に応じた合理的な処理方法をとるとともに、その処理の迅速化を図ろうとするものである。<sup>(10)</sup>

## 二 問題の所在

本判決のように、当初告知書の受領を拒否していた(本件では、枚方警察署における受領拒否がこれに当たる。)ものの、後になって告知書受領の意思を示した(本件では、検察官の第三回目の取調べにおいて反則通告制度の適用

を希望したことがこれに当たる。) 場合に、結論として一三〇条二号の「書面(本件においては告知書)の受領を拒んだ」(以下「一三〇条二号の受領拒否」という。)に当たらないものと解する論理として、次の二つが考えられる。問題の所在を明らかにするうえで、本判決がどのような論理に基づいて一三〇条二号の受領拒否に当たらないとしたのかをまず確認しておく。

まず、①の考え方は、当初の受領拒否はそもそも一三〇条二号の受領拒否に当たらないとするものである。この考え方によれば、当該事実関係の下では当初の受領拒否が一三〇条二号の受領拒否に当たるか否かが問題となるため、結局、問題の所在は、一三〇条二号の「受領拒否」の意義にあることになる。

つぎに、②の考え方は、当初の受領拒否は一三〇条二号の受領拒否に当たりますが、その後告知書受領の意思を示した場合には、当該事実関係の下では一三〇条二号の受領拒否に当たらないとするものである。この考え方によれば、一旦受領拒否をした後に受領の意思を示した場合には、一三〇条二号の受領拒否に当たるか否かが問題となるため、結局、問題の所在は、どの時点において告知書の受領を拒否すれば告知不能になるか(裏を返せば、どの時点までに受領の意思を示せば告知を要するか)という一三〇条二号の「告知不能」の認定時期にあることになる。<sup>(11)(12)</sup>

本判決は、「警察官の不都合な対応が交通反則告知書の受領拒否の事態を招き、かつ、これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反則告知書受領の意思を示した本件のような場合」には、当初は受領を拒否していたとしても、一三〇条二号の受領拒否には当たらないとしている。これが、①と②のどちらの考え方に基づいて判断しているのかは、必ずしも明瞭ではないが、次の二点の理由から、①の考え方、すなわち、当初の受領拒否は一三〇条二号の受領拒否に当たらないという考え方に立ち、一三〇条二号の「受領拒否」の意義を問題としているものである

と考える。

すなわち、第一に、本件警察官らの対応については、「(甚だ)不誠実」であるとし、最終的には「不都合」であると評価している。それゆえ、このような評価を受けている警察官らの対応の後になされた被告人の当初の受領拒否は、一三〇条二号の受領拒否には当たらないと解していると考えるのが自然である。

さらに、第二に、もし仮に②の考え方のように当初の受領拒否は一三〇条二号の受領拒否に当たるが、後に受領の意思を示した場合に一三〇条二号の受領拒否には当たらないと解すると、例えば本件事案とは異なり、検察官の取調べにおいても車載カメラの映像が被告人に提示されなかったとすれば、告知書受領の意思を示していなかったであろうから、一三〇条二号の受領拒否に当たることになる。これは、検察官の取調べを含む捜査段階において、車載カメラの映像が提示された場合には一三〇条二号の受領拒否には当たらないこととなる一方、車載カメラの映像が提示されなかった場合には一三〇条二号の受領拒否に当たることになり、本判決にいう捜査機関の「不誠実」さの程度がむしろ高いともいえる後者の場合が、一三〇条二号の受領拒否に当たり反則通告制度の適用を受けられず、被告人にとつてより不利益な結果となることは衡平を失するといえる。

したがって、本判決は、①の考え方に立ち、当初の受領拒否が一三〇条二号の受領拒否に当たるかどうかを判断するものであると解されるため、結局、問題の所在も一三〇条二号の「受領拒否」の意義にあることになる。そこで、以下では、一三〇条二号の「受領拒否」について、その意義を考察したのちに、本判決のとする判断枠組みについて検討することとする。

### 三 一三〇条二号の「受領拒否」の意義

「反則者」に当たる場合には、原則として、通告を受け、かつ、反則金の納付期間が経過した後でなければ、公訴を提起することができないが（一三〇条）、書面（告知書または通告書）の受領を拒否した場合には、非反則事件（①「反則行為」に当たらない事件）、②「反則行為」には当たらないが「反則者」に当たらない事件）と同様の取扱いをすることとなり、直ちに公訴を提起することが可能となる（同条二号）。

この一三〇条二号の「受領拒否」の意義について、道交法の解説書では、①「物理的に受け取らない場合のほか、物理的には一旦受け取ったが『こんなものはいらない』と直ちにこれをつき返した場合も含む」と解したり、②「書面を直接本人に交付しようとしたがこれを受け取らなかった場合、書面を郵送したところこれを返送してきた場合等のように、相手方の『受領を拒む』意思が外観上も明らかである場合のことをいう。」と解している。<sup>(14)</sup>

この点、告知書の受領拒否に関する裁判例をみると、高松高判昭和四六年九月二日高刑集二四卷三三五六四頁（以下「高松高判」という。）は、まず、①反則通告制度の趣旨について、「交通反則通告制度は、同法に違反する行為について、刑事手続による処理を原則としつつその特例として、一定の範囲において（比較的軽微な事件につき）刑事手続に先行して、警視總監または道府県警察本部長の行政的措置（通告）により、反則者に一定額の金員（反則金）を納付する機会を与え、これに応じて任意に反則金を納付した者については、当該違反行為について公訴を提起しないこととし、一面反則者の利益を考慮しつつ、しかも大量に発生するこの種事件の簡易迅速な処理を目的として定型的に処理するため設けられた制度であると解せざるを得ない。」としたうえで、②一三〇条二号の「受領拒否」の意義について、「右反則制度の趣旨に鑑みると、同法条にいう受領を拒みとは、告知書等の書面を受領し得るにかかわ

らず、正当な理由がなくこれを受領しないことであり、かつ、それで足りると解すべきである。したがって、右にいわゆる受領を拒むといううちには、反則者が警察官から書面の受領を促された際、交通反則通告制度により処理されることの利益を放棄する意思を明白に表明してこれを受領しない場合と、その内心の意思はどうあるとも、なんら正当な事由がないのに、事実上これを受領しない場合とを含むのを相当とする。ただし、受領拒否を右前段の場合だけに限り、右後段の場合はこれを含まないとすると、交通取締りにあたる警察官らは、反則者が単に書面の受領をしないときには、反則者の住居へ書面を持参してその意思を確認するかもしくは書面を郵送する等の措置を執らなければならぬことになり、かくては、反則制度における事件の簡易迅速な処理の趣旨に反することになるからである。」と判示している。

高松高判は、一三〇条二号の「受領拒否」を「正当な理由がなくこれを受領しないことであり、かつ、それで足りる」と解している。そして、これには「交通反則通告制度により処理されることの利益を放棄する意思を明白に表明してこれを受領しない場合」と、「その内心の意思はどうあるとも、なんら正当な事由がないのに、事実上これを受領しない場合」を含むとしている。

前者の場合は、後者の場合に包摂されるものであるが、高松高判の原審が「同条（筆者注…一三〇条）の受領を拒むというのは、反則者が同法の反則制度により処理されることの利益を放棄する意思を表明することであつて、被告人のように右要素を欠き、単に現場において書面を受領しなかつたというにすぎない場合は、これに該当しないと解するのが相当である。」と判示して公訴を棄却した<sup>(15)</sup>ことから、これを否定するために示されたものである。

高松高判は、後者の場合も受領拒否に当たると解するのは、もし前者の場合でなければ一三〇条二号の受領拒否に

当たらないとすれば、「反則者が単に書面の受領をしないとき」には、警察官は反則者の意思を別途確認しなければならなくなり、簡易迅速処理という制度趣旨に反するからであるとす。すなわち、「受領拒否」にはあたらないが、そうかといって『受領』というには以後の期間計算の起点が不確定であるという点で若干異なる、いわば第三の概念ともいべきペンディングな状況をつくりだしてしまうことになろう。これは反則事件の処理を複雑にするばかりでなく、交通違反事件を簡易迅速に処理するという反則通告制度の趣旨にも著しく反するものといわざるをえない。」<sup>(16)</sup>ということである。

また、前述した道交法の解説書でも、書面を「物理的に受け取らない場合」、「直接本人に交付しようとしたがこれを受け取らなかった場合」（併せて「受け取らない場合」という。）、「つき返した場合」、「返送してきた場合」（併せて「返した場合」という。）を二三〇条二号の受領拒否に当たる例として挙げているが、それがいかなるときでも「相手方の『受領を拒む』意思が外観上も明らかである場合」に当たるか、すなわち、返した場合のように、反則者が受領拒否の意思を積極的に示してきたのであればともかく、受け取らない場合には、反則者が終始消極的な立場にたち、結果的に告知書等を受領しませんでしたような事態も含まれ、この場合受領拒否の意思が「外観上も明らかである」といえるか若干疑問が残るとの指摘がある。<sup>(17)</sup>このように二三〇条二号の受領拒否の意思が「外観上も明らかである場合」と解すると、消極的に受け取らない場合には、やはり「ペンディングな状況」を生み出し、同じような問題を生じさせてしまうことになろう。しかし、高松高判では、そもそも「反則者が単に書面の受領をしないとき」も一三〇条二号の受領拒否に当たると解しているから、このような問題を生じさせる余地を残していない。

このように、単に受領を拒否したという事実があれば、一三〇条二号の受領拒否に当たると解することは、反則者

の受領拒否に至った意思を確認する必要がなく、また「ペンディングな状況」を生じさせずに反則通告手続によって処理するか、刑事手続によって処理するかを直ちに決定することができるため、反則通告制度の制度趣旨の一つである簡易迅速処理にかなうものである。

しかし、一方で、同制度の趣旨には刑事政策の観点もあるが、高松高判も、反則通告制度の趣旨に「一面反則者の利益を考慮(すること)」が含まれるものと解しているため、この観点を必ずしも等閑視しているわけではない。

そこで考えるに、高松高判は、単に受領を拒否すれば、いかなる場合にも一三〇条二号の受領拒否に当たるとまでは解しておらず、受領拒否に「正当な理由」がある場合には、それには当たらないと判示している。すなわち、単に受領を拒否しただけでも、簡易迅速処理の観点から、原則として一三〇条二号の受領拒否に当たるとしつつも、この受領拒否に「正当な理由」がある場合にまで、一三〇条二号の受領拒否に当たることとし、直ちに刑事手続によって処理することは、反則行為についてはまず行政的な手続である反則通告制度によって処理すべきであるとする刑事政策の観点到反すると解しているものと考えられる。

#### 四 「正当な理由」の判断枠組み

本判決では、反則通告制度の趣旨について、簡易迅速処理を主眼としながらも、刑事政策の観点も含まれると解したうえで、一三〇条二号の受領拒否とは、「反則者が正当な理由なく書面の受領を拒んだ」と解しており、受領を拒否したとしても、それに「正当な理由」があれば、一三〇条二号の受領拒否に当たらないとしていることから、高松高判の考え方と軌を一にするものである。そこで、本判決が一三〇条二号の受領拒否に当たらないとした判断枠組み

を確認することとする。

まず、本判決では、「警察官の不都合な対応が交通反則告知書の受領拒否の事態を招き、かつ、これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反則告知書受領の意思を示した本件のような場合には、反則者が一旦交通反則告知書の受領を拒むという事態があつたとしても、その者が書面の受領を拒んだため、道路交通法一・二六条一項に規定する告知をすることができなかつたときに当たらないと解するのが相当である。」としている。ただ、この判示だけでは、一三〇条二号の受領拒否には当たらないとした理由が、「受領を拒んだ」とはいえないからなのか、それとも「受領を拒んだ」とはいえるものの、それに「正当な理由」があつたからなのかは、必ずしも明瞭であるとはいえない。

とはいえ、本件事案では、被告人は警察署において釈放後、告知書の受領を拒否したことが認められるため、本件が「反則者が書面の受領を拒んだ」に当たること自体については、異論は見られないだろう。それゆえ、本判決が一三〇条二号の受領拒否には当たらないとしたのは、受領拒否に「正当な理由」があつたと判断したからであると解される。

また、「問題の所在」において前述したとおり、当初の受領拒否がそもそも一三〇条二号の受領拒否に当たらないと解していると考えるべきである。それゆえ、当初の受領拒否に「正当な理由」があつたかどうかが問題となるのである。

そこで、本判決をみると、受領拒否に「正当な理由」があるといえるためには、①「警察官の不都合な対応が交通反則告知書の受領拒否の事態を招いたこと」、及び②「これによるあい路が解消された後、反則者が速やかに交通反

則告知書受領の意思を示した(こと)」という二つの場合を要件として示しているようにもみえる。

ここで疑問とされるのは、②の場合が当初の受領拒否後の事情であるということである。当初の受領拒否に正当な理由があつたかどうかの問題になるのであるから、(認定時期を問題とする考え方をとるのであればともかく)本来、当初の受領拒否後の事情は正当な理由の要件にはならないはずであるからである。

そこでこの要件を考えるに、まず、①の場合は、裏を返せば、受領を拒否したのは警察官の不都合な対応があつたことが原因であるということであるから、この不都合な対応と受領拒否との間には因果関係があることを必要とすることになる。それゆえ、①の場合を、さらに(ア)「警察官の対応が不都合なものであつたこと」、(イ)「この警察官の対応と受領拒否との間に因果関係があること」という二つの要件に分けることができる。

そして、さきに問題として指摘した②の場合は、「正当な理由」の要件となるものではなく、(イ)の因果関係があることを示す一つの事情であると解することができる。すなわち、検察官の取調べにおいて車載カメラの映像が示されたことにより、告知書受領の「あい路」が解消され、その後、速やかに告知書受領の意思を示した場合には、仮に警察官が車載カメラの映像を示していれば、告知書を受領していた可能性が十分あつた(すなわち、因果関係がある)ことの証左となるのである。反対に、検察官が車載カメラの映像を示しても、速やかに告知書受領の意思を示さなかつた場合には、仮に警察官が車載カメラの映像を示していたとしても、告知書を受領していた可能性が十分あつたといふことは困難であるからである。それゆえ、当初の受領拒否後の事情を正当な理由の要件とするものではなく、当初の受領拒否の時点で(イ)の因果関係があつたことを裁判所が事後的に審査する際に用いられる本件の具体的事案に即した一つの判断要素にすぎないということにならう。

そこで本判決の判断枠組みを改めて整理すると、警察官の対応により、反則者が告知書の受領を拒否した場合に、「正当な理由」があるとして一三〇条二号の受領拒否に当たらないといえるためには、(ア)「警察官の対応が不都合なものであったこと」、及び(イ)「この警察官の対応と受領拒否との間に因果関係があること」という二つの要件を充たす場合でなければならない。

したがって、①警察官の対応が書面の受領拒否につながったとしても、受領拒否に「正当な理由」があるといえるためには、警察官の対応が「不都合」なものであったと評価されなければならず、単に反則者が警察官の交通違反の取締り(例えば場所、時間、方法等)に納得せず、告知書の受領を拒否した場合に、警察官の対応と受領拒否との間に因果関係を認めて、受領拒否に「正当な理由」があるとはできない。

さらには、②警察官の不都合な対応があり、反則者が告知書の受領を拒否したとしても、必ず「正当な理由」があるといえるわけではなく、警察官の不都合な対応と反則者の告知書の受領拒否との間に因果関係が認められなければならない。

なお、もし、本件の事案とは異なり検察官の取調べにおいても車載カメラの映像が示されなかった場合、すなわち、反則者が最後まで受領の意思を示すことがなかったとしても、前述したとおり、当初の受領拒否後に告知書受領の意思を示したことは、「正当な理由」があることの要件ではなく、(イ)の因果関係の有無を判断する際の本件の具体的事案に即した判断要素の一つにすぎないから、具体的な事実関係の下、ほかの事情により(イ)の因果関係が認められれば、受領拒否に「正当な理由」があるといえる。

## 五 本判決の結論の当否

本判決は、(ア)「警察官の対応が不都合なものであったこと」、(イ)「この対応と受領拒否との間に因果関係があること」という枠組みで「正当な理由」を判断していると解される。そして、本判決は、結論として、当初の受領拒否に「正当な理由」があると判断したものと見えるが、最後に、この結論の当否について検討を加えたい。

まず、本判決は、過失による赤信号看過という本件違反の性質上、被告人が警察官らに車載カメラの映像の確認を求めたことは格別不当なことではないにもかかわらず(飲酒検知管の結果や速度超過の速度記録紙等はその場で示されるのが通常であるとする)、警察官らは、車載カメラの映像があったことが明らかであるのに、そのようなものはないと言って、その提示を拒否した対応は甚だ不誠実であり、警察官らが被告人に車載カメラの映像を示さなかったことは、「警察官の不都合な対応」であるとしている。

これについて検討するに、そもそも反則通告制度の対象となる反則行為は、同制度により反則金の納付によって処理することができるようになったとしても、道交法第八章(罰則)の罪に当たる行為であって、依然として犯罪行為であることには変わらない。それゆえ、犯罪である反則行為を現認・認知した警察官がその証拠を収集・保全する活動は、刑法法に基づく司法警察職員としての捜査行為に当たる。それゆえ、反則者に対しても、任意捜査のみならず、本件のように現行犯逮捕等の強制捜査をすることも一定の場合には可能なのである(なお、犯罪捜査規範二一九条)。確かに告知・通告のための行政機関としての調査行為も兼ねているとはいえず、それは道交法違反に対する捜査行為の背後に潜在的・観念的に存在するものであり、行政行為である告知・通告は、通常、捜査行為の結果に基づいて行われるものである<sup>(18)</sup>。これは、警察官には捜査権があることから、道交法に別途調査権を規定していないことからそのよ

うにいうことができる。<sup>(19)</sup>

一般に、捜査段階においては、公判段階とは異なり、捜査機関が収集した証拠を被疑者に開示する義務があるとは考えられていない。それゆえ、本件事案における車載カメラの映像は被告人の道交法違反（過失による赤信号看過）の証拠となりうるものであるから、本件警察官らが被告人に対しこれを開示する義務があったとはいえない。

また、反則通告制度は、大量に発生している道交法違反事件を行政手続により、迅速かつ合理的に処理することを目的とするものであるから、反則行為は、道交法違反行為のうち、比較的軽微であり、かつ、現認、明白、定型的なものに限定されている。<sup>(20)</sup> それゆえ、制度としては、通常、警察官の現認のみに基づいて告知がなされることが予定されているともいえる（なお、反則通告制度の対象は現認、非現認を問うものではない）。したがって、告知をするにあたって、通常、警察官が反則行為を現認したこと以外の根拠を反則者に示す必要はないものと考えられる。すなわち、本件においても警察官らが赤信号無視を現認したと告げれば足り、車載カメラの映像を反則者に示す必要はなかったものと考ええる。

この点、本判決は、「飲酒検知管の検知結果や速度超過の速度記録紙等はその場で示されるのが通常と思われる。」としているが、酒気帯び運転の場合は、血液または呼気中のアルコール量が構成要件となっていること、<sup>(21)</sup> 速度超過については、「最高速度をこえる速度」が構成要件となっていること、そして、超過した速度によっては、反則行為から除外されるし、<sup>(22)</sup> 反則行為であったとしても反則行為の種別が異なるのである。それゆえ、これらの違反については、通常、速度測定器、飲酒検知器<sup>(24)</sup>等の機器によって取締りを行う必要があるため、警察官が酒気帯び運転または速度超過を認知した根拠として検知結果や速度記録紙が示されるのであろうが、警察官が目視等で通常現認することができ

る信号無視・看過を含むほかの反則行為とは事情を異にするのではないだろうか。

そして、仮に反則者の要求があれば、車載カメラの映像を示すことが求められるとすれば、過失による赤信号看過の検挙は、何も車載カメラ等で撮影されている状況下で行われるとは限らないから、車載カメラの映像がないときには、例えば警察官が反則行為を現認した旨の記載がある捜査報告書や、目撃者がいればその参考人供述調書も、反則者がそれらがあれば見せてほしいと言えば、示さなければならなくなるのではないだろうか。しかし、捜査段階において、被疑者に対して捜査報告書や参考人供述調書まで開示すべきとするには無理があるろう。

それでは、本件において警察官らが車載カメラの映像を示さなかった対応は「不都合」なものといえるだろうか。本判決においては、警察官の対応が「不都合」であったことが受領拒否に「正当な理由」があったといえるための要件とされる。そもそもこの「不都合」という言葉は何を意味するものなのだろうか。判例や学説で定立される法的基準としては、あまり見受けられない言葉である。法的基準として多く用いられる「違法」または「不当」を用いないということは、この程度には至らない場合を含ませるためであろうが、国語辞典においては、「道理に合わないこと。ふとどき。不埒。」と説明される「不都合」という言葉が、果たして法的にはどのような意味を持つものなのか疑問なしとしない。

ただ、仮に本判決の基準によったとしても、本件において、被告人に対して車載カメラの映像を示す義務はなく、またその必要があったとはいえないから、車載カメラの映像を示さなかった警察官らの対応は、いずれにせよ「不都合」なものであるということではできない。

なお、本判決では、警察官らは、車載カメラの映像が実際には存在するにもかかわらず、被告人に対し「そのよう

なものはない」と言って、その提示を拒否した対応が「甚だ不誠実なもの」であるとして、「警察官の不都合な対応があった」ことの一つの判断要素としているようである。前述したとおり、警察官らは、車載カメラの映像を反則者に対して提示する必要はなかったのであるから、警察官らは車載カメラの映像の存否について明らかにすることなく映像の提示を拒否し（いわば、存否応答拒否）、または映像が存在することを明らかにしつつ映像の提示を拒否しても問題にはならなかったはずである。これに対し、あえて真実に反して、警察官が車載カメラの映像が存在しないと断言することは、警察官が職務執行に関連して真実に反することを言ったという点で、「誠実」さに欠く「不都合」な対応であるといえなくもないだろう。とはいえ、これは警察官にとって義務ではない行為に対するものであって、この「不都合」さは限定的なものともいえる。

そのうえ、本判決によれば、被告人が告知書の受領を拒否したのは、「自分は黄信号で進行した認識」であったため、警察官らに車載カメラの映像の提示を求めたのに対し拒否されたからであるとしている。すなわち、告知書の受領を拒否したのは、車載カメラの映像の提示を拒まれたこと自体に原因があるのであって、警察官が車載カメラの映像はないと言ったことが真実に反したことが、受領拒否の直接の原因となったわけではない。警察官が職務執行に当たって真実に反することを述べることは厳に慎むべき行為ではあるが、本件においては、警察官が車載カメラの映像がないと真実に反することを言ったことと本件受領拒否との間に因果関係は認められない。

結局、判決が指摘する本件事実関係に照らせば、本件受領拒否に「正当な理由」があったとはいえないだろう。

なお、警察官の対応により、受領拒否に「正当な理由」が認められる場合として想定されるのは、例えば、警察官が反則事実を否認している反則者に対して「告知書を受領すれば反則事実を認めたことになる。」と反則通告制度に

ついで真実に反する説明をし、これを信じた反則者が反則事実を争うために告知書の受領を拒否したようなときである。この警察官の反則通告制度に関する説明は、内容が真実に反し、不都合な対応であるといえ、また、これにより反則者が同制度に不案内であるために告知書の受領を拒否した場合には、不都合な行為と受領拒否との間に因果関係があると認められ、受領拒否があつたとしても、それに「正当な理由」があつたといえる。確かに告知書には、反則通告制度の手続を理解させるために必要な事項を記載するものとされており（二二六条二項）、これを読めば、警察官の説明が真実に反することが分かるだろうから、因果関係が認められないともいえそうではあるが、受領拒否をした場合には、告知書を一旦受け取つたうえでつき返したり、郵便で返送したりした場合でもない限り、告知書を手に取りもしないことが多いものと考えられる。さらに、確かに警察官が反則通告制度について説明することが法律上義務付けられているとまではいえないが、反則金の納付は反則者の全くの任意であつて、仮に告知書を受領したとしても、反則金を納付しなければ、刑事裁判において事実を争うことができることは、反則通告制度の根幹をなすものであり、同制度が憲法三二条に反しない理由でもあるのである。<sup>27)</sup>それゆえ、制度のこのような点について、警察官が真実に反する説明をした場合には、その対応は「不都合」であつたと評価できよう。

## 六 むすび

本判決は、一三〇条二号の受領拒否の意義について基本的に従来の裁判例の考え方を踏襲し、「反則者が正当な理由なく書面の受領を拒んだ」と解しつつ、この「正当な理由」についての判断枠組みを示したうえで、高裁レベルでは恐らく初めて受領拒否に「正当な理由」を認めて一三〇条二号の受領拒否には当たらないとしたものであるから、

実務にとつて参考になるところは少なくないものと思われる。

ただ、書面の受領拒否は、本件のように警察官の対応を原因とするものに限られないと考えられるが、本件が警察官の対応により受領拒否に至った事案であることから、それ以外の場合における「正当な理由」についての判断枠組みは本判決では示されていない。

なお、本判決において指摘されている事実関係に照らせば、前述したとおり、本件被告人の受領拒否には「正当な理由」があったとはいえないから、一三〇条二号の受領拒否に当たると解すべきである。それゆえ、被告人の受領拒否は一三〇条二号の受領拒否に当たらないと解した本判決の結論に反対するものである。

(1) 枚方簡判平成二八年六月一四日判時二三五四号一〇八頁。

(2) なお、反則行為の種類が「信号無視（赤色等）」で、車両等の種類が「普通車」である反則行為の種類に対する反則金の額は九〇〇〇円であり（道路交通法施行令別表第六の一六）、原判決の量刑と同額である（福岡高判昭和五二年一月一日刑月九卷一一・一二号八四四頁参照）。

(3) 以下「道交法」という。また、本稿において条文番号のみを摘示する場合は、同法のそれを指す。

(4) なお、一定の反則行為については、交通巡視員も告知を行うことができる（一二六条四項）。

(5) なお、逮捕事件の告知について、警察庁の通達では、「……」告知を行わない特例に該当しない反則者を証拠隠滅等の理由で逮捕した場合の告知は、納付の任意性を確保する意味で、原則として身柄拘束中には行わず、事件処理に必要な一件書類の作成を行った上、釈放の際に行うこと。反則事件以外の別件で逮捕したときは、仮納付の便宜供与を行うことにより、身柄拘束中に告知しても差し支えない。」としている（「交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領について」（平成二九年一月二三日付け警察庁丙交指発第四号、丙交企発第七号、警察庁交通局長通達）別添「交通反則切符の様式等並びに告知及び交通反則告知書等の作成の要領」第二の七。なお、同通達は、警察庁に対する行政文書開示請

求により入手したものである。)

それゆえ、本件においても、警察官らは被告人の釈放後に告知をしようとしたのである。

- (6) 道路交通法研究会編著『注解 道路交通法(第四版)』(立花書房、平成三〇年)九一四頁。
- (7) 最判昭和四八年三月一五日刑集二七卷二号一八八頁。
- (8) より詳細な反則通告制度の制定の経緯については、吉田淳一「交通反則通告制度について(一)」曹時二〇卷六号(昭和四三年)二頁以下参照。
- (9) 浅野信二郎「道路交通法の一部を改正する法律逐条解説(三・完)」警研三九卷二号(昭和四三年)八七―八頁。
- (10) 浅野・前掲注(9)八八頁。
- (11) この考え方によると、本判決が一三〇条二号の受領拒否に当たらないとした理由は、例えば告知不能の認定時期について、公訴提起までとする立場をとり、その時までには被告人が告知書受領の意思を示していたため、告知不能であったとはいえず、改めて告知することが必要であったからであるという説明になる。
- (12) なお、この「認定時期」の議論は、特に一二六条一項各号の不告知事由(居所または氏名不明、逃亡のおそれ)が一旦認められた後に消滅した場合(例えば現行犯逮捕した場合)に、その事由の消滅がどの時点までであれば改めて告知を要するかについて論じられているものである。この学説の整理については、田邊八州雄「交通反則通告制度一〇年の歩みといくつかの問題点」警論三一巻一号(昭和五三年)一〇七頁以下に詳しい。
- (13) 道路交通執務研究会編著(野下文生原著)『執務資料 道路交通法解説(一七訂版二刷)』(東京法令出版、平成三〇年)一三三八頁。
- (14) 道路交通法研究会・前掲注(6)九一五頁。
- (15) 赤岡簡判昭和四六年四月二〇日高刑集二四卷三号五七二頁。
- (16) 交通判例研究会「判批」警察公論二八卷二号(昭和四八年)一一三頁。
- (17) 交通判例研究会・前掲注(16)一一三頁。
- (18) 吉田・前掲注(8)一八一―九頁。
- (19) 吉田・前掲注(8)二〇頁。

- (20) 道路交通法研究会・前掲注(6)八九二頁。
- (21) 道交法施行令四四条の三、法第十七条の二の二第三号の政令で定める身体に保有するアルコールの程度は、血液一ミリリットルにつき〇・三ミリグラム又は呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラムとする。」
- (22) 道交法別表第二では、最高速度を時速三〇km(高速自動車国道等においては時速四〇km)以上超える速度で運転する行為を反則行為から除外している。
- (23) 時速一五km未満、一五km以上二〇km未満、二〇km以上二五km未満、三〇km以上三五km未満、三五km以上四〇km未満(ただし、後二者は高速のみ)というように、反則行為の種類が分けられている。
- (24) ただ、酒気帯び運転の事実を認定するには、必ず科学的な判定によらなければならないというわけではない(東京高判昭和五八年六月一日判時一〇六号一六一頁、福岡高那覇支判昭和六一年六月一日高刑速昭和六一年二六三頁)。
- (25) 警察実務研究会「交通違反否認事件の措置要領 第一回 反則告知の否認事件」KEISATSU KORON 六二卷一一号(平成一九年)七三頁参照。
- (26) 新村出編『広辞苑』(岩波書店、平成三〇年)の「不都合」②。
- (27) 綾田文義「交通反則通告制度の憲法問題」警研三八卷一一号(昭和四二年)一一二頁。

(本学法学部兼任講師)